

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

総理は、二度目の緊急事態宣言の解除に当たり、三月十八日、記者会見において、こうおっしゃいました。再び緊急事態宣言を出すことがないように、感染再拡大を防ぐための五つの対策をしっかりとやるのが私の責務だと。再拡大を防ぐのが責務とまで断言されたにもかかわらず、総理から直接この国会報告がないのは誠に遺憾です。

そこで、お伺いいたします。

政府の掲げた、総理が記者会見でおっしゃった五つの柱が機能しなかったために今回の三度目の

緊急事態宣言の再発出ということで、認識は合いますでしょうか。合うか合わないかで結構でございませう。

○国務大臣（西村康稔君） 今回の感染拡大につきまして、そんな簡単に割り切れる、何かイエスカノーかで答えられるようなことではないと思っております。私ども、誰も緊急事態宣言を何回も出したとは思っておりません。しかし、コロナは何回でも何回でも波は、流行は起りますので、これは諸外国見てもそうです。そのたびに強い措置を講じて対応していく。国民の皆さんには大変申し訳ないんですけども、そうした意味で対応していく。

五つの柱については、それぞれ私ども全力を挙げて対応してきております。ただ、変異株が関西圏を中心に急速に拡大してきました。もちろん、それに対する監視とかクラスター対策もしっかり行ってきておりますけれども、関西でこういった状況になっていること、そして東京が関西のようにならないようにするために、今回、緊急事態宣言をお願いしたということでございます。

○吉川沙織君 五つの柱が機能したか、しなかったか。もしこの総理が三月十八日の会見でおっしゃった五つの柱が本当に機能したのであれば、それが実現できていたとするならば、解除から一か月で再発出という事態には至らなかつたと私は思

います。

五つの柱って何でしたっけ。大臣、教えてください。

○国務大臣（西村康稔君） まず、飲食の感染対策であります。これについては、飲食店の皆さんに時短をお願いして、飲食店のクラスターは確実に一月からは減ってきております。それから、変異株の対策の強化、スクリーニングを行っております。三つ目、検査の強化も高齢者施設などで行ってきて、高齢者施設のクラスターも減ってきております。そして、ワクチン接種が四番目。五番目が医療提供体制の充実であります。

それぞれ全力を挙げて取り組んできて、一定の成果を持っているものというふうに認識しております。

○吉川沙織君 今大臣が御答弁くださいましたように一定の成果が現れたのであれば、解除が三月二十一日です。今度の再発出は、今日の国会報告の手續と、あと政府対策本部の決定を経て、二十日からのということになるかと思っております。

今日、朝、参議院本会議ございました。総理出席の下で法案の質疑が行われましたけれども、そのときも総理は、これはしっかりやっていかなければいけないとおっしゃいました。三月十八日の解除のときの記者会見でも総理は、とにかく優先すべきはコロナの収束をしっかりとさせるのが私の

責務とまでおっしゃったわけですから、本来、この場に総理が出席いただくのが私は筋だったと思

います。

今日も、国会報告、この国会報告に先立って、基本的対処方針分科会が開会され、西村大臣も出席されたと承知しております。

七時に始まったと伺っておりますが、何時までおやりになりましたでしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） 私、途中、閣議で少し抜けましたけれども、また戻りましたので、大体九時四十五分過ぎまで行われたものというふうに認識しております。

○吉川沙織君 朝早くから御議論を真剣にいただいたということだと思いますが、七時から九時四十五分ぐらいまでということであるならば、およそ三時間弱、様々な議論が行われたものと思

います。

例えばですが、二度目の緊急事態宣言発出のときは、一月七日に、当時は諮問委員会でございますが、そのときは約二時間。それから、早期解除の件を諮ったときも、これ多くの議論あったんですが、このときも二時間。二度目の緊急事態宣言解除の諮問委員会の議論の時間も二時間で行われていて、今回、三時間弱にまで及んだということとは、多くの議論が出たのだと思われ

ます。

例えばですけど、基本的対処方針分科会、直近

の議事録が公表されているのは四月の一日分まででございますけれども、このときも大体二時間で、議事録は三十ページに及んでいます。これを拝見いたしますと、複数の構成員から多くの意見が出されているのが分かります。

国会報告は手続の場であって、了承の場ではございません。ただ、国民の代表に対して報告するのであれば、議論の内容を示された上で、政府として、こうだから緊急事態宣言三回目どうしても必要なんだという説明をしていただきたいと思えます。

今、委員会の冒頭で西村大臣からこの報告をいただきました。ただ、これ拝見いたしますと、やはり期間について御了解をいただいたところだけですとなっております。国会報告をもう少し充実させるべきと、これは私、前回も申し上げましたけれども、もう少し国会報告ちゃんとするべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） 申し訳ございません。これ、前回よりもページ数、文字数は多分増えていると思うんですが、今回、緊急事態宣言に当たって、より詳しく私の立場で御説明させていただき、また、本日議論があった点についても、こんな議論があった、こんな議論があったとは書いていませんが、中身について私なりに整理をして書かせていただきました。

もちろん、長く詳しく申し上げること、もしそういうことであればそういうふうにさせていただけますが、この質疑の場で様々御疑問の点もいただきながら、私として、できるだけ丁寧の説明していきたいというふうに考えております。

○吉川沙織君 分科会では、宣言の発出、解除だけではなくて、専門家の皆様から様々な意見が多角的に出されています。行政監視機能を担う本院としても、分科会で指摘された内容が政府の取組に生かされているかというのを見ていく必要があると思いますので、是非お願いしたいと思えます。

そこで、直近の公表されている四月一日の対処方針分科会の議事録には、何人もの構成員から、まん延防止等重点措置の効果がどの程度あるのかということもすっかり検証していくことが必要と何人もの方から意見が出されています。また、これらの議論のまとめとして、最後に尾身分科会長が、今回この重点措置が実際に効果があったのかということ、一月の緊急事態宣言も含めて、時間を掛けないでしっかりと議論が必要とまとめられています。

つまり、政府の新型コロナウイルス感染症対応、この一年含めて、評価、検証する体制を具体化する時期に来ているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） 今日そのまん延防

止等重点措置の効果について分科会で議論がありました。

私も、私の理解なりデータなど説明をし、例えば、宮城県では仙台に強い措置を打って、新規の感染者の数はピークから四分の一ぐらいまで減っています。大阪も、四月五日から始めて、十日たった四月十五日頃に千二百人に達したんですが、その後、昨日まで千百人、千二百人のレベルで、要はその上には上昇せずに何とか高止まっている。減少はしていませんけれども、これはまん延防止等重点措置の効果ではないかと、このことについて説明申し上げ、何人かの方からも一定の効果はあるということの、そうした御指摘もいただいております。

いずれにしても、始めてまだ間もないものから、これをしっかりと検証しながら今後に生かしていきたい。効果がある場面、そうでない場面があるかもしれませんので、しっかりとこのことは検証していきたいと思えますし、そうしたことを分科会でも説明をし、しっかりと公表もしていきたいというふうに考えております。

○吉川沙織君 私、解除の国会報告の場の質疑で総理に、検証の体制をしっかりと整備する必要があるのでないかと申し上げましたところ、総理からは、そこは明確にする必要がある、指摘を受けると答弁がありました。三月十八日時点では体制

がないことを明確に認めていらっしやるんですけども、宣言解除後に体制を整備したか。それぞ
れのまん延防止等重点措置とか個々の感染状況と
か医療の逼迫体制とかそういうのではなくて、ト
ータルでそういう体制を整備、解除後、今日に至
るまでされたかされていないか、それだけ教えて
ください。

○国務大臣（西村康稔君） まず、分科会とい
うものがあります。それから、私ども、アドバイザ
リーボードということで、山中教授始め黒川先生
四人の先生方をお願いをして、様々なデータの分
析も御説明し、大所高所から御意見をいただい
ております。

そうしたことは随時進めておりますけれども、
まさに三月十八日以降、このコロナ対策の最前線
で真つただ中にあるものですから、それ以上の組
織の体制などについては何か新たに整備したとい
うことはございませんけれども、こういった今
時点でのできる対応を分科会なりアドバイザリー
ボードで議論させていただいているということ
でございます。

○吉川沙織君 実、その直近の議事録、四月一
日分を拝見いたしますと、ある構成員の方がこう
おっしゃっています。今、西村大臣は答弁の中で
アドバイザリーボードがある、分科会があると
おっしゃいましたけれども、アドバイザリーボード

も直近の感染状況しか評価しないし、この会議も
諮問されたことを答えるということしかできない
ので、長期的にどういう戦略でいくのか、どこか
でじっくり考えないと、もう対応できないような
状況になっていると、こう発言が議事録に残って
います。

ですので、収束してから検証ではなくて、大臣
も今日も何回も答弁されました、波は何度も来る
のであれば、やはり備えて対応しないと、国民の
生命と暮らしが懸かっていますので、是非そこは、
途中だからということではなくて不断にやってい
ただきたいと思えます。

そこで、緊急事態宣言について、少しその要請
と発出の関係について伺いたいと思えます。

緊急事態の要請に関しては、大阪府が二十日、
東京、京都、兵庫は二十一日に行つていらっしや
います。今の国会報告によれば、緊急事態宣言
は二十五日からということであり、感染急拡大の
さなかにおいては一刻の猶予も、私、許されな
いと思えます。だからこそ発出のための客観的な基
準も必要でしょうし、知事からの要請を待つてそ
こから検討を始めて一週間近くたってから発出で
はなく、感染拡大や医療体系の予測を示す国
から積極的に協議を働きかけることによって大臣が
いつもおっしゃる機動的な対応を実現すべきでは
ないかと思うんですが、いかがでしょう。

○国務大臣（西村康稔君） その前に、一点だけ。
厚労省のアドバイザリーボード、感染症の専門
家の集まりと、私どものAI、データ分析のアド
バイザリーボード、二つありますので、というこ
とをまず申し上げたいと思えます。

そして、緊急事態宣言の発出は、知事からの要
請は要件になっておりませんので、私、いろんな
知事とお話をする中で、必要があるんじゃないか
というようなことを含めて、いろいろ意見交換を
しております。そうした中で、お互いの状況、お
互いに状況を共有しながら判断をしております。
最終的には専門家の皆さんに御意見を聞いて判断
をしていきます。

今日も実は、愛知県とか福岡県とか大丈夫なの
かと、首都圏三県は大丈夫なのかといった質疑も
ございましたので、私ども説明し、最終的にこの
ような形で了承をいただいたということでありま
す。

いずれにしても、迅速に対応することが必要だ
と考えておりますので、今後もそういうふうに対
応していきたいと考えております。

○吉川沙織君 今、緊急事態宣言の発出に関して
は、確かに特措法では政府対策本部長の権限とさ
れていますが、一方で、まん延防止等重点措置は、
できる規定ですが、知事の要請ができるというこ
とになっていきます。

でも、もう今、実際、緊急事態宣言も知事の要請を待ってから政府が検討するという格好になっていきますので、政府として、特措法の改正を考えて、もう緊急事態宣言も知事の要請を待ってやるんだとか、そういう立て付けを考えなきゃいけないでしょうし、政府として、国として、知事の要請に応じるだけでなく、積極的に、主体的に取組の効果検証を評価して、変異株の拡大など状況変化に即応した見直しを機動的に行い、実効性を確保する必要があるのではないかということを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。